

論文概要書

地方税の安定性に関する分析

石田和之

## I. 本論文の主旨と構成

### 1. 本論文の主旨

本論文は、日本の地方税を安定性の観点から分析し、税収の安定性の有無、安定性と伸張性や普遍性の関係、そして制度的な要因が及ぼす税収の安定性への影響を明らかにすることを目的としたものである。

地方税の安定性は、年度間に税収の変動が少なく、地方団体が安定的に税収を確保することが可能となるような地方税を望ましいとする考え方である。望ましい地方税の体系を設計する際に配慮すべき各種の要件は、租税原則や地方税原則としてまとめられている。地方税の安定性は、7つの要件から構成される地方税原則のひとつである。

地方団体が安定的に財源を確保することが、地方分権の実現にとって重要であることは言うまでもないだろう。安定的な財源の確保なしには、安定的な行政サービスの提供は不可能である。地方団体の役割は、住民の生活に身近な行政サービスを提供することである。住民の生活に身近な行政サービスは、通常、景気の変動などとは関係なく、安定的に一定の供給を続けることが求められる。そのためには財源が安定的に確保されていなければならない。地方分権の推進を図り、地方団体が自主自立的に行財政運営を行うことが可能となるためには、まずはその財源の中心となる地方税の安定性をもっとも重要な課題となる。

税収の安定的な確保の観点は、地方税原則の中でも、納税者の視点ではなく、課税当局の立場からの要件であるとされることが多い。確かに安定的な財源の確保という観点は、課税当局の視点として重要である。しかしながら、安定的な財源の確保の目的は、安定的な行政サービスの提供である。財源が不安定であるがために行政サービスの提供が不安定になることがあるとすれば、そこから被害を受けるのは納税者であり住民である。そもそも地方自治の実現のためにも安定的な税収の確保が必要である。税収の安定的な確保は、ただ単に課税当局のために資するのではなく、住民の福祉の観点からも重要といえる。

このような問題意識をもって、本論文は、税収の安定性の観点から地方税を分析している。安定的な税収の確保の観点から地方税を分析することによって、現行の地方税がどの程度地方団体に安定的に財源を与えることに成功しているかを明らかにするとともに、地方税の仕組みが税収の安定性との関連でどのような機能を果たしているかを考察するものである。本論文は、主に2つの観点から地方税の安定性を分析する。

第1は、税収の安定性そのものの検証である。地方税の安定性については、これまでも、多くの先行研究が検証を行っている。その成果としては、次のような結論が得られている。たとえば、法人住民税や法人事業税は安定性に劣るが、固定資産税は安定性に優れているとされてきた。また、税収の安定性と密接な関係をもつ他の地方税原則である伸張性や普遍性と安定性の関係について、安定性と伸張性は対立する関係にあり、安定性と普遍性は両立する傾向があるとされてきた。先行研究は、安定性を税収の変動係数や所得弾性値を測ることによって、各税目の安定性を測ってきた。また、税収の伸張性についても税収の所得弾性値を用いるなどによってこれを推計し、普遍性は1人当たり税収によって測ってきた。本論文は、先行研究とは異なる方法によって、税収の安定性を確認し、あわせて伸張性と普遍性も測り、安定性と伸

張性、安定性と普遍性の関係を確認する。

第2は、地方税の制度が税収の安定性に対して及ぼす影響という視点である。税収の安定性に影響を与える要因は、通常、経済状況の変化などによる課税ベースの変化と制度改正による税制の仕組みの変化といった2つの要因に分けられる場合が多い。もちろん、経済環境の変化も制度的な要因も、両方が税収の安定性にとっては重要ではある。しかしながら、本論文ではとくに制度的な要因を重視して、地方税の安定性を考察する。

国は経済政策によって景気循環や経済成長に対して一定の関与を試みて、経済の安定化を図り、経済成長を促そうとする。しかしながら、このような経済政策はもっぱら国の役割として認められるところであり、地方団体が自らの判断と責任で経済政策を講じることはほとんどない。地方団体に責任が与えられているのは、住民に身近な行政サービスの提供である。そもそも規模の小さな地方団体には、景気循環や経済成長に影響を及ぼすような経済政策を講じることは不可能である。

このような意味からすると、地方税の安定性に影響を及ぼす2つの要因のうちで地方団体が直接コントロールすることが可能であるのは、地方税の制度のみということになる。地方団体にしてみれば、景気循環や経済成長といった経済状況の変動を所与として、税収が安定的になるように地方税の制度を構築することがその役割として与えられているということになる。

このような認識の下で、地方税の安定性にとって第1に重要なのは安定的に税収を確保できるような制度を設計することであると考え、本論文は税収の安定性に影響を与える要因として、制度的な要因を重視することとし、制度が地方税の安定性にどのように影響するかを分析することにした。

このような主旨で地方税の分析を行った本論文は、次のような意義をもつと考えている。第1に、本論文の各章は、地方税の安定性に関して確認されるべき課題であった仮説を提示し、それを検証することによって地方税の安定性に関わる論点を分析している。これらの中にはこれまであまり検証されたことのないものがある。何となくそのように認識されてきたがきちんと確認されてこなかったことを実証的に確認することは、学術的にも、また実際の制度改正にとっても意義のあることと考えられる。第2に、本論文が検証した仮説の多くは、実際の地方税の改正の中で論じられてきた論点である。この意味において本論文が示す結果は、地方税の制度改正の実際にも貢献できるものと考えている。そして、第3に、本論文がテーマとして掲げている地方税の安定性は、地方団体が安定的に行政サービスを提供し続けるためにもっとも重要な課題である。地方分権の推進に関わる改革は、現在も進行中である。今後の地方税の改革が地方税の安定性を損なわないようにするためにも、現在の地方税の制度を安定性の観点から考察することは意義があると考えられる。

## 2. 本論文の構成

本論文の章立ては、次のとおりである。

はじめに

## 第1章 地方税の安定性分析のための予備的考察

- 第1節 はじめに
- 第2節 地方税制度の枠組みと地方税収入の現状
- 第3節 地方税原則の議論
- 第4節 本論文の構成
- 第5節 おわりに

## 第2章 地方税における税収の安定性と伸張性

- 第1節 はじめに
- 第2節 地方税の安定性をめぐる議論と税収変化の測定尺度
- 第3節 方法とデータ
- 第4節 推計結果
- 第5節 考察
- 第6節 おわりに

## 第3章 地方税の伸張性と安定性のトレード・オフ

- 第1節 はじめに
- 第2節 税収の安定性と伸張性の関係
- 第3節 方法とデータ
- 第4節 安定性と伸張性、そして両者のトレード・オフの推計結果
- 第5節 安定性と伸張性のトレード・オフ
- 第6節 おわりに

## 第4章 地方税の安定性と普遍性

- 第1節 はじめに
- 第2節 地方税の普遍性の捉え方
- 第3節 方法とデータ
- 第4節 分析の結果
- 第5節 考察
- 第6節 おわりに

## 第5章 国税が地方税の安定性に及ぼす影響

- 第1節 はじめに
- 第2節 住民税における「国税からの影響遮断」への制度的な対応
- 第3節 グレンジャーの因果性テストによる国税からの影響遮断の検証
- 第4節 考察
- 第5節 おわりに

## 第6章 固定資産税において負担調整措置が税収の安定性に与えた影響

- 第1節 はじめに
- 第2節 固定資産税の負担調整措置
- 第3節 宅地に対する固定資産税の実効税率
- 第4節 税負担の変化の分析
- 第5節 おわりに

## 第7章 固定資産税の安定性と課税標準の選択

- 第1節 はじめに
- 第2節 固定資産税における課税標準と資産評価
- 第3節 課税標準の選択と固定資産税の性格
- 第4節 固定資産税とレイト（香港）の比較
- 第5節 課税標準の安定性の検証
- 第6節 おわりに

## 第8章 地方税における安定的な財源の確保

- 第1節 はじめに
- 第2節 地方税の安定性に関する分析の結果
- 第3節 地方税の安定性を妨げる要因とそれへの対策
- 第4節 おわりに

おわりに

## II. 本論文の概要

本論文は、予備的な考察である第1章と全体のまとめである第8章を含めて、全8章から構成される。その概要は次の通りである。

第1章は、本論文の全体のための予備的考察である。まず、地方税の制度や枠組みを地方税法の趣旨にさかのぼって説明し、地方税の収入の現状を確認した。地方税法が枠組み法としての性格を有することからもたらされるわが国の地方税の特徴をいくつか指摘する。第1は、地方税によって、毎年度税収の使途が定められていない収入が地方団体には恒久的に与えられることである。第2は、地方団体に与えられた課税自主権の範囲が、地方税法で定める枠の中に限定されていることから、全国的にほとんど同じ仕組みによって地方税を課していることである。第3は、住民税や事業税、そして地方消費税の計算の基本的なところが国税の制度に依存していることから、国税の制度改正から地方税が影響を受けることである。第4は、地方税の間でも、道府県税と市町村税がほとんど同じ仕組みであるために、国税からの影響が道府県税と市町村税に等しく及ぶ可能性があると同時に、道府県税と市町村税が同じ変動を示す可能性

があることである。

次には、地方税原則の変遷をたどることによって地方税の安定性の意義を説明する。ここでは、安定性の原則は地方税原則の成立当初から含まれていたものであること、地方税原則において安定性の要件が税込調達に関わるものであること、そして地方税の安定性は地方税の税としての基本的な機能に関わるものとしてもっとも重視されていることなどを述べる。また、安定性の原則と深いかかわりのある地方税原則として、伸張性と普遍性の原則についても、あわせてその趣旨を説明し、安定性原則との関係を述べる。税込の伸張性や普遍性は、第3章および第4章において税込の安定性との関係が分析される。

第2章は、税込の所得弾力性を尺度として税込の安定性を推計し、地方税の安定性を明らかにする。ここでは、Sobel and Holcombe (1996)の方法を採用して、地方税の安定性と伸張性をそれぞれ、税込の短期的所得弾力性と税込の長期的所得弾力性によって測ることにした。この方法を採用することは、税込の安定性と伸張性をそれぞれ時間軸において短期と長期でとらえることを意味している。

また、安定性と伸張性の尺度をこのように異なるものとすることは、安定性と伸張性のトレード・オフを前提としない見解を支持することも意味している。所得弾力性を使って日本の地方税の税込の安定性や伸張性を測ってきた文献は数多くあるが、短期的所得弾力性を使って日本の地方税の安定性を測り、これに対応させる形で長期的所得弾力性を使って税込の伸張性を測った分析は、本論文が最初である。

本章の分析が得た主な結果は、次の通りである。

① 個人住民税のうち市町村分は安定性においても伸張性においても中立的であり、道府県分は伸張性がない。

② 法人住民税と法人事業税は、安定性も伸張性もない。

③ 地方消費税は経済の動向と関係をもたない。

④ 固定資産税は安定性も伸張性もある。

先行研究と比べた際の本章の推計方法の特徴は、安定性と伸張性をそれぞれ税込の短期的所得弾力性と長期的所得弾力性によって測るというようにして、両者を明確に区別したことにある。その成果として、地方法人2税には安定性と伸張性の両方が欠如する一方で、固定資産税には安定性と伸張性の両方が備わっていることを明らかにできたのである。従来の(素朴な)考え方では、各税目にはそれぞれ安定性と伸張性のどちらか一方のみが期待され、想定されてきた。しかしながら、本章の推計結果は、両方がともに欠けている場合もあれば、両方を同時に備えていることもあることを示したことになる。

また、本章では実質ベースの推計と名目ベースの推計の両方を行った。先行研究には、両方の場合が存在する。本章が得た両者の結果を比べると、概ね同様の結果であるといえることから、第3章以下では、名目ベースで推計を行うことにした。

第3章は、これまでトレード・オフの関係にあると考えられてきた税込の安定性と伸張性の関係を、改めて確認したものである。安定性と伸張性の関係を確認する方法は、Holcombe and Sobel (1997)の方法を採用した。Holcombe and Sobel (1997)は、Sobel and Holcombe (1996)の方法によって税込の安定性と伸張性を測り、その結果を利用した安定性と伸張性のトレー

ド・オフの有無を確認したものである。

ここでは、地方基幹税の各税目の個別の安定性と伸張性を確認するだけでなく、これらの合計として道府県税や市町村税、そして地方税の全体の安定性と伸張性の関係も確かめた。道府県税、市町村税、そして地方税の全体について安定性と伸張性の関係を確認することは、たとえばある税目の安定性を向上させたときにタックス・ミックスとしての税収の合計の伸張性にどのような影響があるかを確認することを意味している。

本章の分析が得た主な結果は、次のとおりである。道府県民税個人均等割、道府県民税所得割、道府県民税法人税割、法人事業税、地方消費税、市町村民税所得割、市町村民税法人税割には、税収の安定性と伸張性の間にトレード・オフの関係が確認された。また、タックス・ミックスとしての安定性と伸張性の関係を確認した結果は、道府県税、市町村税、そして地方税のいずれにおいてもトレード・オフの関係があることがわかった。

第4章は、地方税の普遍性を検証し、あわせて安定性と普遍性、伸張性と普遍性の関係を確認した。先行研究では、地方税の普遍性は、1人当たり税収によって測られる場合が多かった。そこで用いられる人口は、住民基本台帳人口である場合が多く、これはいわゆる夜間人口（定住人口）の概念である。しかしながら、夜間人口を用いて測られる1人当たり税収に対しては、昼間人口がもたらす都市の財政需要を考慮していないとの批判がなされることがある。また、都市における財政需要のもっとも象徴的なものとして、東京都の首都としての特別の財政需要の存在を考慮して税収の普遍性を検討すべきであるとの主張もある。本章では、これらの見解に対する配慮の方法として、第1に、東京への税収の集中の影響が税収の普遍性の分析結果に影響することを除くために東京都を除いて分析を行うことにした。第2に、都市部における昼間人口がもたらす財政需要の影響に配慮する方法としては、夜間人口1人当たり税収で普遍性を測ることと合わせて、通勤・通学を考慮した人口である昼間人口1人当たり税収によっても税収の普遍性を測ることとした。

税収の普遍性を測る尺度には、1人当たり税収の最大/最小の格差、変動係数、ジニ係数を用いた。

本章の分析が得た主な結果は、次のとおりである。

法人住民税や法人事業税などの地方法人2税、個人事業税、そして土地や償却資産に対する固定資産税は偏在性が高く、地方消費税は普遍性が高いことが示された。また、税収の安定性と普遍性の関係では、夜間人口1人当たり税収で測った場合には地方税の全体において安定性と普遍性の間に正の相関が認められたが、それ以外では安定性と普遍性の間には明確な関係を認めることができなかった。昼間人口で測った場合には、道府県税、市町村税、地方税のすべてにおいて安定性と普遍性の間には明確な関係を認めることができなかった。（安定性に関連して確認した伸張性と普遍性の関係では、夜間人口と昼間人口とで差はなく、道府県税と地方税にはトレード・オフの関係が認められたが、市町村税には明確な関係を認めることができなかった。）

これらの結果によって、本章の分析は次のような示唆を与えることができる。本章は、夜間人口と昼間人口の両方によって普遍性を検証したが、その結果には差がなかったのである。また、本章の分析が得た普遍性に関する結果は、先行研究とも合致する。これは、東京都を除い

たとしても、そして夜間人口ではなく昼間人口で測ったとしても、地方税の普遍性は同じ結果を得ることを示している。普遍性を満足することに失敗している税目、つまりは地方法人2税などの法人課税であるが、たとえ首都という特別な存在を排除し、都市部における特別の財政需要を考慮したとしても、これらの税収は普遍性に劣ることには変わらないのである。

第2章から第4章の分析は、地方税の安定性そのものの有無を確認し、合わせて、安定性と伸張性、安定性と普遍性の関係を確認することを目的としたものである。これらの結果を通じていえることとして、税収とGDPの変化との間に短期的にも長期的にも統計的に有意な関係を認めることができない場合が多いことを指摘できる。これは、税収とGDPの変化の間に明確な関係を認めることができなかったということになる。本論文は、税収の変化がGDPの変化との間に明確な関係をもたないことの原因を制度的な要因に求めるものである。

第5章は、地方税の安定性に影響を与える制度的な要因の分析のひとつとして、国税からの影響遮断を分析する。地方税は税額の計算において国税の制度を利用しているが、このことが国税の制度が地方税の税収に及ぼすことにつながっているのではないかと仮説を立て、これを検証するものである。本章は、道府県民税（個人分、法人分）と市町村民税（個人分、法人分）を対象として、それぞれ所得税と法人税からの影響を確認した。

まずは、地方税においては国税からの影響を遮断することが望ましいとする考え方が過去においてどのように議論され、それが実際の制度改正に反映されてきたかを税制調査会の議論から確認した。国税から地方税への影響はさまざまなルートでもたらされるが、ここでは、とくに具体的な項目として個人住民税の課税最低限と法人住民税の税率の推移を説明した。これらはいずれも所得税や法人税の改正に対して地方税としての何らかの対応が求められる典型的な項目であるといえる。

次に、地方税に対する国税からの影響遮断の効果を確かめるために、いわゆる共変動の方法を用いて、国税と地方税の関係を確認した。国税収入と地方税収入の間に共変動がある場合には、両者は何らかの関係をもって動いていることになる。その関係が、たとえば国税から地方税への一方的なものであるとすれば、これを国税から地方税への影響があると判断するのである。具体的には、相関係数とグレンジャーの因果性テストによって、道府県民税と市町村民税を対象に、それぞれ所得税と法人税からの影響を明らかにした。グレンジャーの因果性テストでは、これに先立って行った国税収入と地方税収入の間に共和分関係の確認の結果を踏まえて、誤差修正モデルを用いることとした。

このような分析から得られた主な結論は、次のとおりである。相関係数とグレンジャーの因果性テストの結果を総合的に判断して、市町村民税所得割は国税からの影響が遮断されていないことを示した。その他の税（道府県民税個人均等割、道府県民税所得割、道府県民税法人均等割、道府県民税法人税割、市町村民税個人均等割、市町村民税法人均等割、市町村民税法人税割）は、国税からの影響が遮断されていることになる。道府県民税所得割と市町村民税所得割で異なる結果となっていることは意外であったが、税率水準の相違がこの違いをもたらしていると考えられる。

第6章と第7章は、固定資産税の分析である。第6章は、負担調整措置に関連した分析、第7章は課税標準の選択に関連した分析を行った。



第6章は、固定資産税の安定性が課税ベースである地価と固定資産税の負担としての実効税率の関係に影響を及ぼしているのではないかと仮説を立て、税収の所得弾力性によって固定資産税の安定性を測り、これを検証した。

ここでの分析の特徴は、固定資産税の負担を実効税率によってとらえること、また固定資産税の安定性を（GDPではなく）課税ベースとなる土地資産額の変化と税収の変化の関係として捉えたところにある。所得弾力性の考え方は、第2章や第3章と同じく、1階の階差をとった短期的弾力性によることとした。

まずは、実効税率の変化を土地資産額の変動と税負担額の変化という2つの要因に分解し、実効税率の変化に対して地価の変動が与える影響を考察した。税負担額の増加は実効税率を上昇させる要因となるが、土地資産額の増加は実効税率を低下させる要因となる。固定資産税に対しては地価が下落しているにも関わらず税負担が増加するとの批判がしばしばなされるが、税の負担を税額そのものではなく実効税率でとらえるとすると、直観的には、地価の下落は土地資産額の低下を通じてむしろ実効税率を上昇させる働きをすることになる。したがって、そもそも地価の下落を固定資産税の負担の低下に結びつけるという見解そのものが間違っていることになる。

本章の分析によると、実効税率の変化の要因を土地資産額の変動と税負担額の変化に分解した結果は、ほとんどの場合実効税率を変化させているのは土地資産額の変動であり、税負担額の変化ではなかった。したがって、近年の固定資産税における実効税率の上昇は、税負担額そのものの変化（上昇）によるのではなく、地価の下落がもたらす土地資産額の減少によるものであるということになる。

次には、固定資産税の安定性を考慮して、税負担としての実効税率の変化と土地資産額の変化の関係を考察した。その結果、固定資産税は土地資産額の変化への反応としては税収の安定性を有していることがわかり、この税収の安定性が地価の下落期における固定資産税の実効税率の上昇の原因であることを示すことができた。逆に、もし税収の安定性が確保されていなければ、地価の下落期においても実効税率で測った固定資産税の負担は増加しなかったということになる。

この分析の結果からは、次のような示唆を得ることができた。固定資産税の税負担は、実質的に、負担調整措置によって決まる課税標準額に依存する。負担水準の考え方に基づく現行の負担調整措置の趣旨は、税負担の急激な上昇を緩和するという納税者への配慮と、地価（評価額）が同じである土地には同程度の固定資産税の負担を求めるという公平性の確保の2つを目的としている。地価の下落期における固定資産税の負担の上昇は、これらの2つの目的のうちで後者の負担水準の均衡化に対する批判ということになるが、もう一方の税負担の激変緩和の機能が固定資産税の安定性をもたらす、それと同時に地価下落期における税負担の上昇をもたらしたということになる。現行の負担調整措置が有するこれらの2つの機能は、表裏一体である。片方だけを切り離すことは困難である。また、財産税において負担調整措置のような税負担緩和の仕組みを設けるのは、第一義的には納税者に対する配慮である。この納税者に対する配慮の仕組みが、税収の安定性をもたらす、同時に地価下落期における固定資産税の上昇をもたらしたといえる。

また、第6章は（第2章や第3章とは異なり）固定資産税の安定性を地価の変化に対する反応としての税収の安定性として測った。第2章と第3章で測ったGDPの変化に対する反応としての固定資産税の安定性と比べると、とくに第3章が示した固定資産税は景気循環との間には明確な関係を認められないという結果と比べると、本章は地価の変動との間には明確な関係を認めることが可能であり、それは安定的であるとの結果を示した。これは、固定資産税の課税ベースは、GDPではなく、固定資産の時価であることを反映しているとともに、景気循環としてのGDPの変化と地価の変化には乖離があることも示唆している。

第7章は、固定資産税における望ましい課税標準は資本価格か賃貸価格かという課税標準の選択の問題を扱い、これを固定資産税の安定性の観点から分析した。

課税標準の選択に関するこれまでの研究は、租税原則の観点から望ましい課税標準の選択を論じ、資本価格あるいは賃貸価格が望ましいなどといった見解を示すようなアプローチが多い。第7章は、このようなアプローチとは異なり、租税原則や地方税原則などの観点からは一概に望ましい課税標準が決まるのではないと考え、国や地域、あるいは過去の経緯によって望ましい課税標準はそれぞれに決まるのであると考えることにした。そこで、たとえば、望ましい課税標準は不動産市場の構造などの経済環境によって異なると考え、固定資産税の課税標準は、できるだけ固定資産税の安定性を確保するように選択されるべきであるとし、実際にもそのように選択されているはずであるとの仮説を立て、これを固定資産税と香港のレイトを比較することによって検証した。

望ましい課税標準の選択は、それぞれの国や地域によって、そしてそれぞれの考え方によって変わってくることを述べるために、まずは、固定資産税の性格をめぐる議論を整理し、わが国の固定資産税は収益税ではなく、財産税であることを述べた。そして、財産税としての固定資産税と収益税としての固定資産税では望ましい課税標準が異なることを説明し、課税標準が賃貸価格と資本価格の場合でそれぞれ望ましい固定資産税の設計の考え方を述べた。

具体的には、たとえば、収益税として固定資産税を設計する場合には、資産の利用に着目して税負担を求めることになるから、資産利用の対価としての税という性格をもつことになり、この場合の課税標準は、収益税の課税標準であることを反映して、賃貸価格であることがふさわしいことを述べた。また、その場合の納税義務者は、資産の利用に着目した課税であるからには、資産の利用者であるべきであり、さらには資産の利用に着目して収益税として賃貸価格を課税標準とするからには税負担への配慮は本来は不要となることを述べた。一方で、資産の保有に着目して税負担を求める場合には、資産保有の対価としての税という性格を反映して、財産税として固定資産税を設計するのが妥当であり、この場合の課税標準は、財産税の課税標準であることからして、資本価格であることがふさわしいことを述べ、さらに納税義務者も、資産の保有に着目した課税であることを踏まえて、資産の（利用者ではなく）保有者であるべきことを述べた。そして、資産の保有に着目して資本価格を課税標準とする場合には、資産保有者の税支払い能力と実際の税支払額とが乖離する可能性があることから、税負担を緩和する措置を設ける必要があり、財産税における負担調整措置の意義も示唆した。これらの考察は、現行の固定資産税が固定資産税の性格を踏まえて制度的に整合性をもって課税標準を選択していることを述べている。

次に、固定資産税との比較対象として香港レイトを採用した理由を述べたが、それはこのレイトが固定資産税とは対照的な性格を有していることに着目したからである。固定資産税との比較において香港レイトがもっとも特徴的であるのは、これが賃貸価格を課税標準として選択しており、間接税として分類されているところである。現行の固定資産税は、資本価格を課税標準として選択しており、直接税として分類されている。

最後に、変動係数などの尺度を用いて固定資産税と香港レイトの資本価格と賃貸価格の変動性を確認した。その結果、固定資産税では賃貸価格よりも資本価格が安定的であり、香港では資本価格よりも賃貸価格が安定的であることを示した。つまり、両者は異なる課税標準を選択しているが、それぞれに望ましい課税標準を選択していることを明らかにしたことになる。

第8章は、第7章までの分析の結果を簡単にまとめて、各章において得られた結果を総括的に解釈することで地方税の安定性について考察し、地方税の安定性を妨げている要因や地方税の安定性を改善させるための方策について検討した。

ここでは、地方税の制度を税収の安定性を確保できるように設計することが望ましいことを述べるとともに、税収の安定性の確保のためには、制度そのものの安定性が必要であることを述べた。